

民法改正による工事請負契約書に対応し、公共工事の経営審査では加点に

民法改正、経審でもCCUSは重要！ 改正民法対応でCCUSは有用

4月1日施行の改正民法に対応し、「公共工事標準請負契約款」(中央建設業審議会決定)の主な12の項目が改正されます(国交省中建審発文12月20日)。

	改正前(2020年3月まで)	改正後(2020年4月から)
請負契約	請負人は、「仕事の完成」に対して報酬を受け取る権利がある。未完成時における報酬支払の規定はない。	仕事が未完成のまま契約を解除されても、発注者が受ける利益の割合に応じて、報酬を請求できる。
瑕疵担保責任	完成した仕事の目的物に瑕疵(土地・建物の何かしらの欠陥)がある場合、①修補請求、②損害賠償請求、③契約解除が可能。	「瑕疵」という分かりにくい言葉をやめ、「契約の内容に適合しない(契約内容不適合)」ものに変更。原則、補修請求とし、一定の場合に限り損害賠償請求が認められる。
時効	請負一般の債権は引き渡しから1年、木造5年、非木造10年で時効となり消滅する(法律上、請求する権利がなくなる)。	引渡しから10年又は、契約内容不適合を知ってから5年で時効となる。但し、注文者は、契約内容不適合を知った時から1年以内に請負人に通知しなければならない。

とくに契約書の記載事項では今年10月施行の改正建設業法を受け、「工事を施工しない日又は工事をしない時間帯を定める場合はその内容を契約書に記載する」こととなります。

工事契約書に工事しない時間等を記載してある場合、事後に施主との間でのトラブルが起きないように、時間管理記録を残すことが必要となっていきます。CCUSを活用した各種アプリのなかには、イージーパス・エアを含

め、技能者の現場入退場時間を管理できるものがあります。民法改正に対応していくためにもCCUSは有効なしくみとなります。アプリは、このニュース第55号を参照ください。[職域]



建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

CCUSは労働時間の把握に役立ちます
東京土建は認定登録機関となり、登録をサポートしています

下図は、大手7現場詰所で
4月1日から電子看板
(サインージ)に掲示されます！



「経審で加点対象、登録してほしい！」

◆技能者カードを持っていれば評価される?
公共工事を受注するための経営審査(経審)を受けている事業所で、審査の評価加点となる登録基幹技能者である技術職員には、講習実施機関から、CCUSに登録するよう案内が届いているとの情報があります。

◆国交省中建審は審査基準改正を了承
9月13日に国交省中央建設業審議会は、経審の審査基準改正を了承しています。改正点は、

- ①CCUSのレベル判定を活用し優れた技能者を雇用する企業をZ点(技術力)で評価。
- ②今までの登録基幹技能者3点、1級技能士2点付与を、20年度からCCUSによる技能評価レベル4の技能者に3点、レベル3に2点付与で最高10点までに変更。
- ③建設経理士などをW点(経理状況)で評価するというものです。

すでに山梨県と福岡県では総合評価や入札参加資格による加点を試行し、26都府県で普及・利用促進の取り組みが実施または検討されています。公共工事を受注する事業所には、CCUS登録を必ずすすめましょう。

◆東京都など自治体に広がっていく
CCUS登録していれば加点を始めた県もあり、東京都も国交省の施策にしたがって同様の対応をすすめると予想されるため、詳細が分かり次第、支部へ案内する予定です。公共工事を受注する事業所には、CCUS登録を必ずすすめましょう。[職域]

大手現場ではカードタッチ励行！

◆清水建設のある現場
ゼネコンの元請各社は、工事現場での就業履歴の登録件数を把握し、作業員と作業日数に対して大幅に登録件数が少ない現場には、理由報告を求め、カードタッチの励行する連絡を協力会社に発しています。[貸対]

